

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号						
手続名	地方公共団体等への貸付けの最高限度の認可（漁協）	根拠条項	第 1 1 条の 5						
審 査 基 準	水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令第 3 2 8 号）第 2 条及び第 8 条の規定によることとする。								
	受付 機関	生産者支援課	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	標準処理期間	1 月	目次
							標準経由期間	日	